

船舶インシデント調査報告書

令和4年12月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年7月23日 07時30分ごろ
発生場所	佐賀県唐津市加唐島北方沖 加唐島灯台から真方位015° 1.5海里付近 （概位 北緯33° 38.5′ 東経129° 52.2′）
インシデントの概要	プレジャーボートあほうどりは、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年7月26日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート あほうどり、5トン未満（長さ6.66m） 290-55067佐賀、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力80.91kW、回転数 毎分3,100、4気筒、ボア93.0mm、使用燃料軽油、平成13 年6月1日進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、船長の家族等2人を乗せ、加唐島の北方沖から釣り場を変える目的で南方へ向けて航行中、主機冷却清水温度上昇警報が作動した。</p> <p>船長は、主機冷却海水の船外吐出口を確認したところ、主機冷却海水が排出されていなかったため、主機を停止して主機冷却海水取入口を確認したが、同取入口に障害となるものがなく、主機冷却海水ポンプのゴム製インペラ（以下「本件インペラ」という。）が破損したものと思い、自力航行することが不可能と判断して、海上保安庁に救助を要請し、本船は、来援した巡視艇にえい航救助された。</p> <p>本船は、本インシデント後、機関整備業者によって点検が行われた結果、本件インペラが欠損していたことが判明した。</p> <p>船長は、本船を令和3年8月に中古で購入以降、インペラを交換したことがなく、使用開始時期も把握していなかったが、本件インペラが経年劣化により欠損したものと推測した。</p> <p>船長は、本船を月に2回程度釣りを目的で使用しており、本インシデント当日、出航前の点検で、主機冷却海水の吐出状況を確認したが、異状を認めていなかった。</p>

<p>分析</p>	<p>本船は、航行中、本件インペラが経年劣化して欠損し、主機冷却海水を供給できなかったことから、主機冷却清水温度が上昇して主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、本件インペラを交換したことがなく、使用開始時期も把握していなかったものと推定される。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、航行中、本件インペラが経年劣化して欠損し、主機冷却海水を供給できなかったため、主機冷却清水温度が上昇して主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、主機冷却海水ポンプの点検を定期的に行い、必要に応じてゴム製インペラを交換すること。 ・ ゴム製インペラの予備品を装備すること。